



28 建指第 53 号
平成 29 年 3 月 2 日

一般社団法人岩手県建築士事務所協会 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明
(公印省略)

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定告示について(通知)

日頃より盛岡市の建築行政にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき平成 20 年 4 月 1 日から実施してきた建築物の中間検査について、盛岡市告示(平成 20 年告示第 68 号)を廃止し改めて告示したのでお知らせします。

改正後の告示は別紙のとおりですので、貴協会員に周知いただきますようお願い致します。

記

1. 告示の名称

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定(平成 28 年告示第 68 号)

2. 告示の内容

- (1) 中間検査を行う区域
- (2) 中間検査を行う期間
- (3) 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
- (4) 指定する特定工程
- (5) 指定する特定工程後の工程

3. 「平成 20 年告示第 68 号」との主な変更点

- (1) 中間検査を行う期間を「平成 29 年 4 月 1 日」から「平成 32 年 3 月 31 日」に行われる工事の特定工程とした。
- (2) 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知に係る工事については対象外とした。
- (3) 建築基準法第 68 条の 10 第 1 項に規定する「型式適合認定」を受けた建築物(木造、鉄骨造に限る。)の工事については、基礎の配筋工事を除き対象外とした。
- (4) 指定する建築物用途において法別表第 1(い)欄に掲げる「自動車車庫」については、同表第 1(い)欄に掲げる用途以外の用途との複合建築物の場合、「自動車車庫」の床面積が 50 m²以下のものは対象外とした。

盛岡市都市整備部建築指導課

査察係長 滝沢 幸雄

Tel 019-651-4111 【内】7228

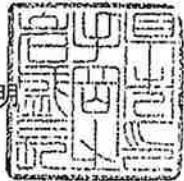
E-mail y.takisawa@city.morioka.iwate.jp

盛岡市告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり公示する。この場合において、当該指定は、法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認に係る工事の工程であつて、2に定める期間内に行われるものについて適用する。

平成29年2月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明



- 1 中間検査を行う区域 市の全区域
- 2 中間検査を行う期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 次に掲げる建築物（法第85条の規定の適用を受けるものを除く。）
 - (1) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうちホテル、旅館又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が3以上のもの
 - (2) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち法別表第1（い）欄に掲げる用途（(1)の用途を除く。）に供する建築物（法別表第1（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する部分及び自動車車庫の用途に供する部分を有するものにあっては、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものに限る。）で、階数が3以上のもの
 - (3) 主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物で、階数が3以上のもの（法別表第1（い）欄に掲げる用途に供するものを除く。）
- 4 指定する特定工程 次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程
 - (1) 3(1)に掲げる建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するもの 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程
 - ア 木造の建築物 基礎の配筋工事、2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事（型式適合認定（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第1号に定める規定に適合するものであるとの認定に限る。）を受けた建築物の部分を有する建築物の工事（以下「認定型式適合工事」という。）を除く。）及び当該建築物の地上部分の階数を2で除した数値（その数値に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）に1を加えた階（以下「中間階」という。）の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事（認定型式適合工事を除く。）
 - イ 鉄骨造の建築物 基礎の配筋工事、2階の床版の取付工事（認定型式適合工事を除く。）及び中間階の床版の取付工事（認定型式適合工事を除く。）

ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎の配筋工事、2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事並びに中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事

(2) 3(1)に掲げる建築物のうち共同住宅の用途に供するもの 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程

ア 木造の建築物 基礎の配筋工事、2階の構造耐力上主要な部分の繋結を完了する工事（認定型式適合工事を除く。）及び中間階の構造耐力上主要な部分の繋結を完了する工事（認定型式適合工事を除く。）

イ 鉄骨造の建築物 基礎の配筋工事、2階の床版の取付工事（認定型式適合工事を除く。）及び中間階の床版の取付工事（認定型式適合工事を除く。）

ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎の配筋工事並びに中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事

(3) 3(2)に掲げる建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程

ア 木造の建築物 基礎の配筋工事及び中間階の構造耐力上主要な部分の繋結を完了する工事（認定型式適合工事を除く。）

イ 鉄骨造の建築物 基礎の配筋工事及び中間階の床版の取付工事（認定型式適合工事を除く。）

ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎の配筋工事並びに中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事

(4) 3(3)に掲げる建築物 基礎の配筋工事及び中間階の構造耐力上主要な部分の繋結を完了する工事（認定型式適合工事を除く。）の工程

5 指定する特定工程後の工程 特定工程に係る部分のコンクリート打設又は内外装工事の工程